

# 政党助成法改正案の概要

(政党交付金に係る資金の犯罪使用の有無についての政党による調査等・信頼回復措置)

## 趣旨

- 政党交付金は、民主政治の健全な発展に寄与するよう、税金等の貴重な財源で賄われる
  - 国民の信頼にもとることのないよう、適切に使用しなければならない
- 政党交付金に係る資金が使用されるおそれが高い一定の犯罪について国会議員等が起訴された場合
  - 所属政党等により、政党交付金に係る資金の使用の有無について調査が行われ、必要に応じ信頼回復措置が講ぜられる必要

\* 現行法上、政党交付金の使途等報告書の作成が義務付けられているが、そこには政党交付金の直接の支出先しか記載されておらず、最終的に犯罪に使用されたかどうかは必ずしも明らかにならない。

## 改正の概要

### 1. 政党の代表者・会計責任者による調査・結果公表の義務付け

- ① 政党に所属する国会議員等について、選挙等に関する一定の犯罪(※)に係る公訴の提起があったとき
  - 政党の代表者及び会計責任者は、速やかに、政党交付金に係る資金が当該犯罪に使用されたかどうかについて調査を行い、その結果を公表しなければならない。

※ 刑に処せられた場合の公民権の停止について特別の取扱いがされている犯罪類型のうち、政党交付金に係る資金が使用されるおそれが高い次の犯罪

- ・買収罪（利益供与、供応接待の罪）（公選法221条）
- ・多数人買収罪（公選法222条）
- ・新聞紙、雑誌の不法利用罪（公選法223条の2）
- ・選挙運動に関する制限違反（飲食物提供、法定外文書図画の頒布）（公選法243条）
- ・公職の候補者等の寄附の制限違反（公選法249条の2） など

\* 憲法改正国民投票、公選法を準用して行われる投票（地方自治法等に基づく投票）、最高裁判所裁判官国民審査についても、同様の犯罪を捉える

- ② 政党又はその支部が当該政党に所属しない国会議員等又はその国会議員関係政治団体に対し政党交付金又は支部政党交付金を支出した場合における当該国会議員等について、上記の犯罪に係る公訴の提起があったときも同様とする。

### 2. 刑事手続に関する被告人の権利への配慮

1の調査を1の国会議員等に対して行うに当たっては、刑事手続に関する被告人の権利に配慮するものとする。

### 3. 国民の信頼の回復のために必要な措置の義務付け

政党は、1の調査等によって、政党交付金に係る資金の1の犯罪への使用が明らかになったときは、相当額の返還又は減額請求その他の国民の信頼の回復のために必要な措置を講じなければならない。

施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日から施行

\* 改正後の規定は、前回の参議院議員通常選挙の期日後この法律の施行の日前に公訴の提起があった国会議員等についても、適用

## 政党助成法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 政党交付金に係る資金の特定の犯罪行為への使用に関する調査等

1 政党の代表者及び会計責任者は、当該政党に所属する国会議員又はその候補者（これらの者であつた者を含む。）について、次に掲げる罪に係る公訴の提起があつたときは、速やかに、当該政党に交付された政党交付金に係る資金が当該罪に係る犯罪行為に使用されたかどうかの調査を行い、その結果を公表しなければならないこと。

① 公職選挙法第二百二十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第二百二十二条、第二百二十三条第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二百二十三条の二、第二百二十四条の三第二項、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六第一項、第二百四十一条第一号、第二百四十三条第一項第一号、第二号、第三号、第三号の三から第五号まで、第七号及び第八号の二、第二百四十七条、第二百四十九条の二第二項から第四項まで並びに第二百四十九条の三から第二百四十九条の五までの罪

② 日本国憲法の改正手続に関する法律第九十九条の罪

③ ②に掲げる罪のほか法律の定めるところにより行われる投票に関する罪で、当該法律において準用する①の公職選挙法の規定に係るもの

④ 最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第一項第一号から第三号まで及び第五号の罪

(第三十四条の二第一項関係)

2 政党又はその支部が当該政党に所属しない国会議員若しくはその候補者（これらの者であった者を含む。）又はその国会議員関係政治団体（政治資金規正法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体をいう。）に対し政党助成法第十四条第一項に規定する政党交付金による支出又は同条第三項に規定する支部政党交付金による支出をした場合における当該国会議員又はその候補者について、1の①から④までの罪に係る公訴の提起があつたときは、1と同様とすること。

(第三十四条の二第二項関係)

3 1又は2の調査を1又は2の国会議員又はその候補者に対して行うに当たっては、刑事手続に関する被告人の権利に配慮するものとする。

(第三十四条の二第三項関係)

4 政党は、1又は2の調査等によって、当該政党に交付された政党交付金に係る資金が1の①から④

までの罪に係る犯罪行為に使用されたことが明らかになったときは、当該使用された額に相当する額の政党交付金を国に返還すること、政党助成法第十一条第二項の請求書を提出しないことにより当該額の政党交付金の交付を受けないようにすることその他の国民の信頼の回復に必要な措置を講じなければならぬこと。

(第三十四条の二第四項関係)

## 第二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。(附則第一項関係)

2 第一は、この法律の施行の日の直近において行われた参議院議員の通常選挙の期日後この法律の施行の日前に公訴の提起があつた第一の1又は2の国会議員又はその候補者についても、適用すること。

(附則第二項関係)

政党助成法の一部を改正する法律（案）

政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

「第八章 雑則（第三十五条―第四十二条の二）  
を 第九章 雑則（第三十五条―第四十二条の二）」

「第九章 罰則（第四十三条―第四十八条）」

第十章 罰則（第四十三条―第四十八条）」

罪行為への使用に関する調査等（第三十四条の二）

（二） に改める。

「

第三十三条第一項中「、次条」を「から第三十四条の二まで」に改める。

第九章を第十章とし、第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 政党交付金に係る資金の特定の犯罪行為への使用に関する調査等

第三十四条の二 政党の代表者及び会計責任者は、当該政党に所属する国会議員又はその候補者（これらの者であった者を含む。）について、次に掲げる罪に係る公訴の提起があつたときは、速やかに、当該政党

に交付された政党交付金に係る資金が当該罪に係る犯罪行為に使用されたかどうかの調査を行い、その結果を公表しなければならない。

- 一 公職選挙法第二百二十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第二百二十二条、第二百二十三条第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二百二十四条の三第二項、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六第一項、第二百四十一条第一号、第二百四十三条第一項第一号、第二号、第三号、第三号の三から第五号まで、第七号及び第八号の二、第二百四十七条、第二百四十九条の二第一項から第四項まで並びに第二百四十九条の三から第二百四十九条の五までの罪
- 二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百九条の罪
- 三 前号に掲げる罪のほか法律の定めるところにより行われる投票に関する罪で、当該法律において準用する第一号に規定する公職選挙法の規定に係るもの
- 四 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第四十四条第一項第一号から第三号まで及び第五号の罪

2 前項の規定は、政党又はその支部が当該政党に所属しない国会議員若しくはその候補者（これらの者で

あつた者を含む。)又はその国会議員関係政治団体(政治資金規正法第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体をいう。)に対し第十四条第一項に規定する政党交付金による支出又は同条第三項に規定する支部政党交付金による支出をした場合における当該国会議員又はその候補者について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の調査を第一項に規定する国会議員又はその候補者に対して行うに当たっては、刑事手続に関する被告人の権利に配慮するものとする。

4 政党は、第一項の調査等によつて、当該政党に交付された政党交付金に係る資金が同項各号に掲げる罪に係る犯罪行為に使用されたことが明らかになったときは、当該使用された額に相当する額の政党交付金を国に返還すること、第十一条第二項の請求書を提出しないことにより当該額の政党交付金の交付を受けないようにすることその他の国民の信頼の回復に必要な措置を講じなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の政党助成法第三十四条の二の規定は、この法律の施行の日の直近において行われた参議院議員の通常選挙の期日後この法律の施行の日前に同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の公訴の提起があつた同条第一項に規定する国会議員又はその候補者についても、適用する。この場合において、同項中「速やかに」とあるのは、「政党助成法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行後速やかに」とする。



## 理由

政党の代表者及び会計責任者に対し、当該政党に所属する国会議員等について選挙等に関する一定の罪に係る公訴の提起があつた場合に政党交付金に係る資金の当該罪に係る犯罪行為への使用に関し調査を行うこと等を義務付けるとともに、政党に対し、その使用が明らかになつた場合に国民の信頼の回復に必要な措置を講ずることを義務付ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎ 政党助成法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 政党助成法（平成六年法律第五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 政党の届出（第五条・第六条）</p> <p>第三章 政党交付金の算定等（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 政党交付金の使途の報告（第十四条―第二十条）</p> <p>第五章 政党の解散等に係る措置（第二十一条―第三十条）</p> <p>第六章 報告書等の公表（第三十一条―第三十二条の二）</p> <p>第七章 政党交付金の返還等（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第八章 政党交付金に係る資金の特定の犯罪行為への使用に関する調査等（第三十四条の二）</p> <p>第九章 雑則（第三十五条―第四十二条の二）</p> <p>第十章 罰則（第四十三条―第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>第三十三条 総務大臣は、政党（第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。第三項及び第四項を除き、以下この条から第三十条の二まで及び第四十条において同じ。）がこの法律の規定に違反して政党交付金（第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 政党の届出（第五条・第六条）</p> <p>第三章 政党交付金の算定等（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 政党交付金の使途の報告（第十四条―第二十条）</p> <p>第五章 政党の解散等に係る措置（第二十一条―第三十条）</p> <p>第六章 報告書等の公表（第三十一条―第三十二条の二）</p> <p>第七章 政党交付金の返還等（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第八章 雑則（第三十五条―第四十二条の二）</p> <p>第九章 罰則（第四十三条―第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>第三十三条 総務大臣は、政党（第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。第三項及び第四項を除き、以下この条、次条及び第四十条において同じ。）がこの法律の規定に違反して政党交付金（第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む。第三項を除き、</p>

む。第三項を除き、以下この条から第三十四条の二まで及び第四十条において同じ。）の交付の決定（既にされた決定の変更を含む。）を受けたものである場合には、政令で定めるところにより、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を受けていないときにあつてはその政党交付金の全部又は一部の交付を停止し、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を受けているときにあつては当該政党（当該政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた場合にあつては、その代表者であつた者とする。）に対し期限を定めてその交付を受けた政党交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2512 〔略〕

第八章 政党交付金に係る資金の特定の犯罪行為への使用に  
関する調査等

第三十四条の二 政党の代表者及び会計責任者は、当該政党に所属する国会議員又はその候補者（これらの者であつた者を含む。）について、次に掲げる罪に係る公訴の提起があつたときは、速やかに、当該政党に交付された政党交付金に係る資金が当該罪に係る犯罪行為に使用されたかどうかの調査を行い、その結果を公表しなければならぬ。

- 一 公職選挙法第二百二十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第二百二十二条、第二百二十三条第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二百二十三条の二、第二百二十

以下この条、次条及び第四十条において同じ。）の交付の決定（既にされた決定の変更を含む。）を受けたものである場合には、政令で定めるところにより、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を受けていないときにあつてはその政党交付金の全部又は一部の交付を停止し、当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を受けているときにあつては当該政党（当該政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた場合にあつては、その代表者であつた者とする。）に対し期限を定めてその交付を受けた政党交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2512 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

- 
- 四條の三第二項、第二百二十五條の四第二号、第二百三十五條の六第一項、第二百四十一條第一号、第二百四十三條第一項第一号、第二号、第三号、第三号の三から第五号まで、第七号及び第八号の二、第二百四十七條、第二百四十九條の二第一項から第四項まで並びに第二百四十九條の三から第二百四十九條の五までの罪
- 二 日本國憲法の改正手續に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第九條の罪
- 三 前号に掲げる罪のほか法律の定めるところにより行われる投票に関する罪で、当該法律において準用する第一号に規定する公職選挙法の規定に係るもの
- 四 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第四十四條第一項第一号から第三号まで及び第五号の罪
- 2 前項の規定は、政党又はその支部が当該政党に所属しない国会議員若しくはその候補者（これらの者であった者を含む。）又はその国会議員関係政治団体（政治資金規正法第十九條の七第一項に規定する国会議員関係政治団体をいう。）に対し第十四條第一項に規定する政党交付金による支出又は同條第三項に規定する支部政党交付金による支出をした場合における当該国会議員又はその候補者について準用する。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の調査を第一項に規定する国会議員又はその候補者に対して行うに当たっては、刑事手續に関する被告人の権利に配慮するものとする。
-

4 政党は、第一項の調査等によつて、当該政党に交付された政党交付金に係る資金が同項各号に掲げる罪に係る犯行為に使用されたことが明らかになったときは、当該使用された額に相当する額の政党交付金を国に返還すること、第十一条第二項の請求書を提出しないことにより当該額の政党交付金の交付を受けないようにすることその他の国民の信頼の回復に必要な措置を講じなければならない。

第九章 雑則

第十章 罰則

第八章 雑則

第九章 罰則